

業務指示書

タイ国チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路に関する 情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月16日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：洪水対策に関する各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／洪水対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：洪水対策に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- 1) 類似業務の経験：道路計画に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 放水路計画／放水路構造物設計】

- 1) 類似業務の経験：治水施設計画に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月25日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(THB1 = 3.0027 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／洪水対策
道路計画
放水路計画／放水路構造物設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月12日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

タイ国チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/洪水対策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 放水路計画/放水路構造物設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

タイ王国のチャオプラヤ川流域は流域面積 163,000km² とタイ国土 (514,000km²) の約3分の1を占めている。流域は、水文の特徴から、北部高地の上流域、周辺の流域を含む中流部の氾濫源、チャオプラヤデルタの下流域に分かれ、チャイナット、アユタヤ及びバンコクを通り、最終的にタイ湾に流入している。河床勾配は緩やかであり、チャオプラヤデルタの勾配は 1/100,000 ~ 1/50,000 である。チャオプラヤ川流域では洪水が度々発生する一方で、耕作に洪水を活用することでその恩恵を受けてきたが、急速な経済成長の結果、洪水氾濫のリスクを持つ地域にも土地開発及び産業開発が進展して資産・財産の集積が進み、洪水リスクの軽減が重要な課題となっている。1995年及び1996年に大洪水が発生した後、1999年にJICAはチャオプラヤ川流域総合洪水対策計画の下に、構造物・非構造物対策からなる多数の対策を提案し、2000年にはCBP(Crown Property Bureau)も短期・中期・長期の水資源管理・開発計画を提案したが、アジアの通貨危機を含むいくつかの理由もあり、チャオプラヤ川最下流のショートカット以外は、ほとんど重要な対策は実施されない状況にあった。

そのような環境の下、2011年6月から10月の間に、4つの熱帯低気圧及び一つの台風による記録的な降雨が次々とタイを襲い、チャオプラヤ川流域において大洪水が発生した。長引いた洪水は、約18,000km²の浸水面積、800人以上の死者、1.4兆タイバーツ相当の経済被害をもたらした(内、1兆タイバーツは製造部門における被害)、バンコク北部の8つの工業団地が水没して日系企業469社を含む808社の企業が浸水被害にあい、世界全体のサプライチェーン、とりわけ本邦企業関連のチェーンへ大きな打撃となった。

2011年11月にタイ政府からの要請を受け、JICAはタイ政府関連機関と協力し、「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を実施した。2011年12月に着手し、詳細地形図の作成を経て、科学的・技術的分析に基づくチャオプラヤ川流域総合洪水管理計画(以下、「マスタープラン」とする)を作成し、2013年6月には最終報告書(案)の提案を行った。

その後、タイでの政権交代の影響などもありマスタープランの実施には至っていないが、王室灌漑局(Royal Irrigation Department、以下「RID」)ではマスタープランで提案された治水計画を前提に、マスタープランで提案された主要構造物である外郭環状道路放水路建設(流量500m³/日、延長約98km)を運輸省高速道路局(Department of Highway、以下、「DOH」)が進める第三次外郭環状道路(東側)と一体的に整備することに関して検討を進めており、2016年8月下旬にはフィージビリティ調査の支援の要請を我が国に対して行った。

本要請に関して、2016年9月初旬に調査団を派遣してRIDと協議を行ったところ、フィージビリティ調査そのものよりは、DOHが先行して計画を進める第三次外郭環状道路(東側)と放水路を一体的に整備するための基本計画、放水路の平時の有効利用策の検討、RIDの水路拡張計画と合わせた放水路の規模の見直しなど、フィージビリティ調査を行う前の基本検討が重要であることが判明した。また、DOHの第三次外郭環状道路(東側)の計画上、DOHとは2017年9月末までに道路と放水路の一体的整備の基本構想について合意を得ることが求められていることが判明した。

こうした背景から、フィージビリティ調査の前段階の基本計画の検討を行うこと、基本計画の整理後、RIDが事業化に必要な追加調査を行うに際しての調査必要項目及び留意事項、放水路建設の事業化に際しての提案を行うための情報収集・確認を行うことを企図して本業務を行うもの。

2. 業務の目的

本業務は、チャオプラヤ川流域総合管理計画(マスタープラン)で提案された外郭環状道路放水路の計画に関して、RIDの水路拡張計画等の治水対策上の効果及び放水路規模への影響、道路と放水路の一体的整備の方策、平時の外郭環状道路放水路の活用計画について検討及び提案を行って基本計画を整理し、また、RIDが事業化に必要な追加調査を行うに際しての調査必要項目及び留意事項、放水路建設の事業化に際しての提案を行うための情報収集・確認を行うもの。

3. 業務の概要

(1) 対象地域

タイ国 チャオプラヤ川流域(外郭環状道路放水路計画地域)

(2) 関係官庁・機関

農業共同組合省 王室灌漑局 (Royal Irrigation Department, Ministry of Agriculture and Cooperatives)

検討結果については、タイ国首相が議長であり、水資源局(Department of Water Resources (DWR))が事務局を務める、国家水資源委員会(National Water Resources Committee (NWRC))への報告を行い、検討過程では、第三次外郭環状道路の計画を所掌する運輸省高速道路局(Department of Highway)との協議・提案及び調整を想定している。

(3) 本業務に関連する JICA の主な支援実績

- ・ チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト 2011.12～2013.10
- ・ チャオプラヤ川流域洪水対策総合計画調査 1995.12～1999.8

4. 業務の範囲

本業務は、王室灌漑局と 2016 年 10 月に合意した協議議事録に基づき実施する。コンサルタントは「2.業務の目的」を達成するために、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の業務を実施し、調査の進捗に応じ「7.成果品等」に記載の報告書等を作成し、タイ国政府へ説明・協議を行い、機構並びに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務の成果の考え方について

本業務には、道路と一体的な外郭環状道路放水路の整備案の提示および概略事業費・概略経済的内部収益率の算出が含まれている。これらは通常協力準備調査 (F/S) で実施するレベルのものではなく、その前段階のタイ政府における事業計画の検討に際し、複数の整備案の比較に活用できるレベルのもの、本業務の後、RID が用地取得や住民移転交渉なども含めた必要な追加調査を行う際に基本計画や基本設計として活用しうるレベルのもの、とする。具体的には、概略事業費について、マスタープランで実施するレベルの概算に、主要構造物の基本設計案（標準断面等）や調達・施工計画を反映したものとすることを想定している。

(2) マスタープランで提案した治水計画との関係

本業務は、2011 年 12 月から 2016 年 6 月に実施した「チャオプラヤ川流域洪水対策計画プロジェクト」で作成したマスタープランを前提として、マスタープランで提案された外郭環状道路放水路計画に関する検討を行うもの。外郭環状道路放水路の検討にあたり、計画規模、計画対象降雨、構造物対策・非構造物対策などの総合的な治水計画及び計画諸元については、マスタープランで提案・設定したものを前提とした検討を行う。

また、マスタープランで提案した既存ダムの効率的運用(ルール)、洪水予報(チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクトの中でコンポーネント 3 として支援)などの対策事業の RID の検討状況や現在の課題について確認を行い、RID への提言を行う。

(3) 王室灌漑局による水路拡張計画による治水対策上の効果の整理・協議

RIDでは、マスタープランの治水計画からの変更として、チャイナート・パサック水路の拡張、これに伴うラマVI堰から海までの水路の拡幅を計画しており、同計画の実施により外郭環状道路放水路の規模をマスタープランで提案された流量 $500\text{m}^3/\text{s}$ から小さくできないか検討したいとの意向がある。また、マスタープランで提案されたアユタヤバイパス水路の規模について、流量を $1,400\text{m}^3/\text{s}$ から $1,200\text{m}^3/\text{s}$ にする検討を行っている。

このため、マスタープランで設定した計画規模、計画対象降雨などは変更しないことを前提に、チャイナート・パサック水路の拡張及びこれに伴うラマVI堰から海までの水路の拡幅を行った場合と、アユタヤバイパス水路の規模をRIDの検討規模とした場合の、その治水対策上の効果、外郭環状道路放水路の規模縮小の可能性について検討し、RIDに説明及び協議を行う。

(4) 第三次外郭環状道路と外郭環状道路放水路の一体的な整備計画の提案

マスタープランで提案した外郭環状道路放水路の計画においては、運輸省高速道路局(DOH)が進める第三次外郭環状道路(東部部分)と一体的に整備する想定であったが、DOHでは第三次外郭環状道路(東側)のフィージビリティスタディは2010年に完了しており、現在では、EIA手続きを進めていて、更に事業化するための予算要求中であるなど、放水路計画に先行して事業化検討が進んでいる。DOHの第三次外郭環状道路(東側)の計画は、マスタープランを検討した際の道路幅40m程度と異なり、道路幅は70m~100mで6レーンまたは4レーンで計画されており、2017年10月からの会計年度から、詳細設計2年、用地取得令取得に1年、用地収用に2年、その後に工事着工として、2017年10月から5年以内に着工することを目標としている。しかしながら、現状のDOH計画では放水路の併設は計画されていなく、道路単独の計画となっている。

DOHは、RIDが放水路の併設の検討を行うことには協力するとしているが、2017年10月からの新会計年度には事業化に向けた詳細設計に着手したいと希望しており、また、RIDによる放水路計画に際しては、なるべく第三次外郭環状道路(東側)のDOHの既往計画に影響がないこと、DOHによる道路の予算取得や用地収用と、RIDによる放水路の予算取得と用地収用とを明確に切り分けて整理するように希望している。

本業務では、DOHによる第三次外郭環状道路計画(東側)の詳細を確認し、第三次外郭環状道路(東側)整備と、外郭環状道路放水路を一体的に整備する案について、DOHの要望も踏まえつつ、経済的・社会的便益及び実現可能性を考慮した複数案を検討し、タイ側関係機関への提案・協議を行う。

「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」で策定したマスタープランに

においては道路の盛土を堤防として活用する計画であったが、道路と放水路で別々に予算要求・用地取得・事業化を行うことも念頭に置き、道路建設事業と放水路建設事業をタイ政府の中で切り分けて実施することについても検討・提案を行う。

(5) 平時の外郭環状道路放水路の活用計画の検討

RID では、外郭環状道路放水路の社会的便益を高め、また、放水路建設による建設予定地周辺への利点を増やすため、平時では、外郭環状道路放水路は締め切り、交通渋滞などに対応できる生活道路として活用することを検討している。この場合、放水路は 50 年確率の洪水など大規模洪水の際のみに活用し、通常は生活道路として利用することを想定している。

また、上記とは別に、平時においては放水路に農業用水を貯水しておく構想もある。平時の外郭環状道路放水路の活用計画は、放水路建設実現のための重要な要素と RID には捉えられている。

本業務では、外郭環状道路放水路の平時の活用方法について検討・提案し、その平時の社会的便益を確保した外郭環状道路放水路の基本計画についてタイ側に協議・提案を行う。放水路を 50 年確率の洪水など大規模洪水時にのみ活用する場合は、放水路を使わない計画の規模の洪水が発生した場合の浸水域及び対策が十分であるかの検討、不法居住などを防いで非常時に放水路として活用できることを確保する必要もあるため、放水路の運用に際して検討が必要な事項についても、検討・提案を行う。

(6) 道路と堤防の一体的整備に関する我が国知見の活用、提案

外郭環状道路放水路の計画に際しては、我が国で道路と堤防を一体的に整備した事例の紹介などを行いつつ、道路盛土/堤防、本川から放水路への分岐、特に注意が必要なインターチェンジなどの主要な構造物の基本設計案、設計基準案、設計・施工上の留意点、運営維持管理上の留意点などについて、提案を行う。

(7) 自然環境・社会環境への影響可能性の調査

DOH の第三次外郭環状道路計画（東側）においては住民説明会を開催する、EIA 許可申請が進むなど先行しているが、DOH の計画も参照しつつ、外郭環状道路放水路と一体的な整備を行う場合の外郭環状道路放水路の自然環境配慮、概算の住民移転数などの社会環境配慮、それらの影響の軽減策について検討する。また、外郭環状道路放水路建設に関して、タイ現行法の中での必要な手続き事項及びその必要期間について確認を行う。

(8) 概略事業費、建設スケジュールの検討、事業効果の提示方法の検討及び提案

本業務での調査・検討結果を踏まえ、外郭環状道路放水路の概略事業費、建設スケジュール、外郭環状道路放水路の事業効果の検討を行う。事業効果の提示方法の検討にあたっては、経済的指標のみならず、事業効果を端的に表現できる指標の検討及び提案を行う。

(9) RIDによる追加調査に際しての調査項目、留意事項の提案、外郭環状道路放水路の詳細設計及び建設に際しての留意事項の提案

本業務での調査・検討結果を基に、RIDが外郭環状道路放水路の事業化のための追加調査を行うに際しての調査項目、留意事項などの提案を行う。また、外郭環状道路放水路の詳細設計及び建設に際しての留意事項の提案を行う。

(10) 国土交通省など外部有識者への報告・議論

本業務については、道路・放水路の一体的整備の実績や優位性・適切性等の点や、RID及びDOHが日本の経験を活用することを促すため、道路、放水路の計画、整備、管理の実績を有する国土交通省の関連部署等から助言を得ることを想定している。基本的な方針の検討段階、レポート作成のタイミングなどで、定期的に調査結果や課題について報告及び議論を行い、その内容を調査に活用する。

(11) 国家水資源委員会(National Water Resources Committee (NWRC))への報告、ハイレベルセミナーの開催

タイ国首相が議長であり、水資源局(Department of Water Resources (DWR))が事務局を務める、国家水資源委員会(National Water Resources Committee (NWRC))に報告した上で、RIDは外郭環状道路放水路の検討を進めており、調査団からNWRCへの直接の報告を実施するように調整する。直接の報告が困難な場合には、RIDによるNWRCへの説明の支援を行う。

また、道路と放水路の一体的な検討に関して、プロGRESS・レポート前の段階、インテリム・レポートの段階の2回、ハイレベルを招いたセミナーを開催する。セミナーの開催時期は効果的なタイミングでの開催とするため、状況に合わせて変更することもある。

(12) JICAとの協議・打合せ及び報告書案の提出等

本業務は「5 実施方針及び留意事項」及び「6 業務の内容」に記載のとおり、調査の各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。

このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ① 現地調査中に JICA 本部と打合せする場合には、JICA のテレビ会議システムまたは Web 会議システムを活用できる。
- ② JICA との協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し(前日の送付で可)、あらかじめ JICA 側が資料の内容を確認できる時間を確保すること
- ③ JICA との協議・打合せ終了後、決定事項及び対応必要事項について速やかに議事録を作成し、JICA 側の内容の確認を受けること
- ④ 業務の各段階において作成・提出する報告書案について、JICA 側のレビュー時間を 5 営業日ほど確保すること

6. 業務の内容

上記「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案を行う。

【基本計画検討】

- (1) 国内準備作業及びインセプション・レポートの説明・協議
 - ア) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
 - イ) 上記の結果や調査に当たって同国関係機関に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICA に提出する。提出時期の設定にあたっては、JICA が内容を確認するための 5 営業日程度の時間を確保すること。また、国土交通省など外部有識者への報告・協議を行うことを想定する。
 - ウ) JICA が確認したインセプション・レポートをタイ国関係機関に説明し、内容について協議・確認する。また、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、タイ国関係機関と協議・確認する。
- (2) 王室灌漑局による水路拡張計画による治水対策上の効果の整理・協議

RID のチャイナート・パサック水路の拡張、これに伴うラマ VI 堰から海までの水路の拡幅計画に関して、RID へのヒアリング等を通じて計画内容を確認し、マスタープランで設定した計画規模、計画対象降雨などの基本諸元は変更しないことを前提とし、チャイナート・パサック水路の拡張、これに伴うラマ VI 堰から海までの水路の拡幅を行った場合の治水対策上の効果、外郭環状道路放水

路の規模縮小の可能性について検討し、RID と協議し、合意を得る。

(3) DOH による第三次外郭環状道路(東側)計画のデータの入手

DOH が進める第三次外郭環状道路(東側)計画内容詳細、ボーリング調査データ、道路線形及び用地取得交渉状況(土地利用状況)、放水路計画に係る主要な構造物の設計内容、環境影響評価結果(緩和策の内容等)、DOH が実施したフィージビリティ調査結果(社会的便益、コスト)などを入手し、その検討状況及び検討のレベルなどを確認し、整理を行う。

(4) 我が国の道路と放水路を一体的に整備した知見の整理、タイでの適用可能な知見及び留意事項の整理

機構から依頼する国土交通省など外部有識者からの情報提供・助言や、コンサルタントによる国内解析を基に、我が国で道路と放水路を一体的に整備した好事例の分析を行う。その上で、第三次外郭環状道路(東側)及び外郭環状放水路の計画に適用しうる我が国知見や留意事項について整理する。

(5) 第三次外郭環状道路と外郭環状道路放水路の一体的整備計画の検討及び協議

「5.実施方針及び留意事項」(3)に記載した DOH の意向及びスケジュールに留意しつつ、道路と放水路を一体的に検討するための基本構想について複数案を検討する。また、道路と放水路で別々に予算要求・用地取得・事業化を行わないといけなことを念頭におき、道路建設事業と放水路建設事業とをタイ政府の中で切り分けて実施できるかについても検討を行う。

(6) 平時の外郭環状道路放水路の活用計画の検討

「5.実施方針及び留意事項」(4)のとおり、社会的便益を高めるための平時の外郭環状道路放水路の活用計画について検討し、RID への協議・提案を行って基本構想を整理する。

(7) プロGRESS・レポートの作成・協議

(2)から(6)の調査・検討結果に基づき、王室灌漑局による水路拡張計画による治水対策上の効果、第三次外郭環状道路と外郭環状道路放水路の一体的整備計画の複数案(基本計画)、平時の外郭環状道路放水路の活用計画案(基本計画)を含む内容を、PROGRESS・レポートとして取り纏める。

PROGRESS・レポートの作成にあたっては、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得てから、タイ国政府関係者に提

出・協議を行う。JICA との協議、了解に要する日数は 5 営業日程度を見込む。

また、タイ国政府関係者への提出・協議の前に、国土交通省など外部有識者への報告を行うことを想定している。

RID、DOH の関係者等と、プロGRESS・レポートを基に、王室灌漑局による水路拡張計画による治水対策上の効果、第三次外郭環状道路と外郭環状道路放水路の一体的整備計画の複数案（基本計画）、平時の外郭環状道路放水路の活用計画案（基本計画）について協議を行い、今後の調査の方向性を確認する。また、タイ側で今後、意思決定を行うに際して検討が必要な事項を確認する。

プロGRESS・レポート以降、外郭環状道路放水路の事業化の概略検討を行うが、案の絞り込みには、概略事業費、建設スケジュール、事業効果の検討も必要であるため、必ずしもプロGRESS・レポートによる基本計画段階の協議で一つに絞り込む必要はなく、以降の検討は複数案で行うことも想定する。

【外郭環状道路放水路の事業化方針検討】

(7)で協議・取り纏めを行った基本計画案を基に、外郭環状道路放水路の事業化方針について、以下の検討、提案を行う。

(8) 主要構造物の基本設計案、設計基準案の作成

外郭環状道路と一体的整備を行うための、外郭環状道路放水路側の主要な構造物の基本設計案（標準断面等）、設計基準案を作成する。また、第三次外郭環状道路において、外郭環状道路放水路との一体的な設計が必要な主要な構造物についても基本設計案（標準断面等）、設計基準案を作成し、DOH に提案する。

主要な構造物においては、日本企業が同国において比較優位（価格を含む）を有する技術の活用可能性についても検討する。また、タイ国の設計基準への合致についても検討する。

主要構造物の基本設計案、設計基準案は、事前に JICA の了解を得た上で、タイ国側関係機関と協議し了解を得る。

(9) 調達・施工計画の検討

外郭環状道路と一体的整備を行うための、外郭環状道路放水路側の調達・施工計画を検討・提案する。調達・施工計画においては、(12)に後述する自然環境配慮、社会環境配慮に見込む期間も想定する。また、第三次外郭環状道路(東側)計画とのクリティカルパスの有無や、工程調整の必要についても検討する。

(10) 維持管理体制の検討と提案

外郭環状道路と一体的整備を行い、更に放水路以外の平時の社会的便益も考

慮した外郭環状道路放水路の維持管理について、現在の維持管理体制を踏まえた課題の整理、改善等の提案を行う。

(11) 維持管理費の概算

調査結果を踏まえて外郭環状道路放水路の維持管理費の概算を行う。複数の機関が維持管理を担当する場合には、関係機関ごとの費用分担案についても提案を行う。また、道路と一体的な整備や運営維持管理が必要な構造物については、放水路と道路での維持管理費の分担案の提示についても検討する。

(12) 外郭環状道路放水路建設の自然環境・社会環境への影響可能性の確認

DOHの第三次外郭環状道路計画（東側）においては住民説明会を開催済みであり、またEIA許可申請が進むなど計画が外郭環状道路放水路より先行している。DOHの道路側の計画も参照しつつ、外郭環状道路放水路の自然環境配慮、概算の住民移転数などの社会環境配慮、それらの影響の軽減策について検討する。また、タイ現行法の中での必要な手続き事項及びその必要期間について確認を行う。

(13) 外郭環状道路放水路建設の事業化方針検討のための概略事業費、概略経済的内部収益率(EIRR)の算出

上記(8)～(12)を取り纏め、外郭環状道路放水路建設の概略の事業費算出を行う。また、概略経済的内部収益率（EIRR）の算出を行う。

数字の精度については、「5.実施方針及び留意事項」(12)に記載のとおり、通常の協力準備調査（F/S）で実施するレベルのものではなく、その前段階のタイ政府における事業計画の検討、複数の整備案の比較に活用できるレベルのもの、本業務の後、RIDによる追加調査を行う際に、基本計画として活用しうるレベルのもの、とする。具体的には、概略事業費について、マスタープランで実施するレベルの概算に、主要構造物の基本設計案（標準断面等）や調達・施工計画を反映したものとすることを想定している。

費用及び便益の算出に当たっては、原則治水経済調査マニュアル(案)（平成17年4月 国土交通省）に記載の手順に沿って検討する。

便益については、6.(6)で検討した平時の便益についても加える。また、用地取得費用、住民移転に伴う補償費については、DOHの第三次外郭環状道路計画などのタイでの類似案件での計画や(12)の検討結果を踏まえて、概算する。

事業費の積算に際しては、用地取得（補償）、土木工事、その他事業に必要とされるすべての費用を積算するものとし、積算方法、積算過程、積算対象項目、ベースコスト値、考慮すべき物価上昇率等を明確にする。設計数量及び積算の

資料は、バックデータをレポートの別資料として提出することとし、RIDによる追加調査等において第三者がレポートのみでコスト積算ができるように留意する。

また、「5. 実施方針及び留意事項」(4)に記載のとおり、DOHによる道路の予算取得や用地取得と切り分けて、放水路建設の概略事業費、概略経済的内部収益率(EIRR)を行うことを検討する。

(14) 外郭環状道路放水路建設の事業実施スケジュール案の検討

調達手続きも踏まえた工程について、RIDによる追加調査、詳細設計、用地取得等に要する期間、道路側との工程調整の要否なども踏まえた、事業実施スケジュール（ガントチャート）を作成する。想定する事業開始時期、スケジュール案検討に際しての仮定が必要な事項については、JICAに協議する。

(15) 外郭環状道路放水路の事業効果の提示方法の検討及び提案

(8)～(14)の調査・検討結果を踏まえ、外郭環状道路放水路の事業効果を分かりやすく提示するための検討を行う。事業効果の提示方法の検討にあたっては、経済的指標のみならず、事業効果を端的に表現できる指標の検討及び提案を行う。また、外郭環状道路放水路の構造や規模を分かりやすく示すためのパース図を作成する。

(16) インテリム・レポートの説明・協議

(8)～(15)の調査・検討結果を インテリム・レポートとして取り纏める。

インテリム・レポートの作成にあたっては、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得てから、タイ国政府関係者に提出・協議を行う。JICA との協議、了解に要する日数は 5 営業日程度を見込む。

また、タイ国政府関係者への提出・協議の前に、国土交通省など外部有識者への報告を行うことを想定しており、そのために必要な時間を確保する。

RID、DOH の関係者等と、インテリム・レポートを基に、第三次外郭環状道路(東側)計画と、外郭環状道路放水路計画を一体的に整備するための最適案、道路計画と放水路計画のタイ政府内での事業の切り分け方(案)などについて、協議を行い、方向性を確認する。

この説明・協議により、DOH が求める 2017 年 9 月末までの道路と放水路の一体的整備方法について基本的な合意形成を図ることを想定している。

【RID による事業化に必要な追加調査、外郭環状道路放水路の詳細設計及び建設への提案】

(16)で協議・取り纏めを行った結果を基に、RID が事業化に必要な追加調査を行うに際しての調査必要項目及び留意事項、放水路建設の事業化に際しての提案について、以下の業務を行う。

(17) RID による追加調査に際しての調査項目、留意事項の提案、外郭環状道路放水路の詳細設計及び建設に際しての留意事項の提案

RID が事業化に必要な追加調査を行うに際しての調査必要項目及び留意事項、放水路建設の詳細設計及び建設に際しての提案を行う。特に、本業務では概略の検討しか行わない、自然環境への配慮、社会環境への配慮、用地取得及び住民移転交渉について提案を検討する。また、事業化を進めるに当たっての提案を行う。

(18) マスタープランで提案した他の対策事業に係る RID への提言

「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」で策定したマスタープランで提案した既存ダムの効率的運用(ルール)、洪水予報(チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクトの中でコンポーネント3として支援)などの対策事業のRIDの検討状況や課題について確認を行った結果を踏まえた、RID への提言を行う。

(19) DOH、RID のタイ政府内での事業化のための作業への支援

(16)の協議以降、DOH 及び RID が計画を進めるに際しての、照会事項への回答や支援を行う。

(20) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

(19)までの調査結果を、ドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏める。ドラフト・ファイナル・レポートの作成にあたっては、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得てから、タイ国政府関係者に提出・協議を行う。

また、タイ国政府関係者への提出・協議の前に、国土交通省など外部有識者への報告を行うことを想定しており、そのために必要な時間を確保する。

(21) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するタイ側関係機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

【全期間を対象とした横断的事項】

(22) 国家水資源委員会(National Water Resources Committee (NWRC)) への報告、ハイレベルセミナーの開催

タイ国首相が議長であり、水資源局(Department of Water Resources (DWR)) が事務局を務める、国家水資源委員会(National Water Resources Committee (NWRC)) に報告した上で、RID は JICA と外郭環状道路放水路の計画を進めようとしており、調査団から NWRC への直接の報告を実施するように調整する。

また、道路と放水路の一体的な検討に関して、業務の初期段階またはプロセス・レポートの段階、インテリム・レポートの段階の 2 回、ハイレベルを招いたセミナーを開催することを基本とするが、セミナーの開催時期は効果的なタイミングでの開催とするため、状況に合わせて変更することもある。

各回の参加者数は毎回 50 名を想定し、会場借り上げ費用を計上すること。

(23) 本邦招聘の実施

我が国知見の紹介を通じて、道路と放水路の一体的な整備への理解を促すことを目的として、同国側関係機関 (RID、DOH を想定) から約 8 名を 7 日間程度日本に招聘し、政府関係者や本邦企業等との協議・意見交換・視察等を行う。

コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICA が行うものとする。

ア) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

イ) 招聘カリキュラムの作成

招聘実施 1 か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細 (案) を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

ウ) 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

エ) 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

オ) 被招聘者への来日前説明への支援 (タイミングよく現地業務がある場合)

被招聘者への来日前の説明は、JICAが行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

カ) 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、業務従事者が同行するものとする。

キ) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

招聘プログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）については、概算額として100万円を見積書に計上すること。それ以外の上記に係る費用（人件費等）についても、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(24) 広報資料の作成

本調査の取り組み及び成果についてわかりやすく説明するための広報資料を日本語、英語及びタイ語にて作成する(電子データ1部、各言語30部。レポートに合せて3回の作成を想定)。

また、放水路の効果など外郭環状道路放水路建設事業及びマスタープランについてわかりやすく説明するための広報資料についても、日本語、英語及びタイ語にて作成する(8ページ程度の想定。電子データ1部、各言語30部)。この広報資料には(15)で作成したパース図を含める。

なお、本調査で収集する情報や調査結果には機微な情報も含まれるため、広報資料の作成にあたってはこれに留意するとともに、内容についてはJICAと事前に相談すること。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記オ) ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「6. 業務の内容」を参照。

各報告書についての同国政府に対する説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。JICAへの事前提出にあたっては、

JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

それぞれの「提出時期」は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成する オ) ファイナル・レポート以外の報告書については、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、同国実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- ア インセプション・レポート (IC/R)
提出時期：調査開始時 (2017 年 1 月初旬を想定)
部数：英文 26 部 (JICA6 部、タイ国機関 20 部)
和文 6 部 (JICA6 部)
電子データ
- イ プロGRESS・レポート (PG/R)
提出時期：2017 年 4 月下旬
部数：英文 26 部 (JICA6 部、タイ国機関 20 部)
和文 6 部 (JICA6 部)
電子データ
- ウ インテリム・レポート (IT/R)
提出時期：2017 年 8 月下旬
部数：英文 26 部 (JICA6 部、タイ国機関 20 部)
和文 6 部 (JICA6 部)
電子データ
- エ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)
提出時期：2017 年 12 月中旬
部数：英文 26 部 (JICA6 部、タイ国機関 20 部)
和文 6 部 (JICA6 部)
電子データ
- オ ファイナル・レポート (F/R)
提出時期：2018 年 2 月中旬
部数：英文 (製本版) 26 部 (JICA6 部、タイ国機関 20 部)
英文 (簡易製本版) 6 部 (JICA)
英文 (製本版の CD-R) 26 部
(JICA6 部、タイ国機関 20 部)
和文 (製本版) 6 部 (JICA)
和文 (CD-R) 6 部 (JICA)

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、

一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

a 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。

※ファイナル・レポートとは別に、6.(13)に記載のとおり、設計数量及び積算の資料のバックデータを、別資料として印刷資料・電子データで 2 部ずつ提出する

(2) その他の報告書類

ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 6 部（簡易製本）

イ 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制、実施手法等）

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

ウ 業務月報

提出時期：各月の最終日

部 数：1 部

エ 協議・打ち合わせ記録

提出時期：各協議・打合せ後

部 数：電子データで提出

オ 収集資料リスト

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：業務終了時

部 数：1部

カ デジタル画像集

記載事項：対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数 : CD-R 2枚

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、現行の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施機関を含む関係機関への説明・協議の際には同国の意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3～5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ファイナル・レポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- ・レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注

- 意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3. 業務実施上の条件

1. 業務工程

2017年1月上旬より業務を開始し、2017年4月下旬を目途にプログレス・レポート(PG/R)、2017年8月下旬を目途にインテリム・レポート(IT/R)、12月中旬を目途にドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)、2018年2月中旬までに全ての業務に関するファイナル・レポート(F/R)を作成・提出する。

項目/期間	2017年												2018年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
業務期間																
	←—————→				←—————→				←—————→							
	基本計画				事業化方針				RIDへの提案							
報告書提出	△			△				△					△		△	
報告書等	IC/R			PG/R				IT/R					DF/R		F/R	

IC/R: Inception Report, PG/R: Progress Report, IT/R: Interim Report
DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量目途 合計約 44.0 MM

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、下記の担当分野の団員及び担当内容を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/洪水対策 (2号)
- イ 道路計画 (3号)
- ウ 放水路計画/放水路構造物設計 (3号)
- エ 道路構造物設計
- オ 治水計画/流出解析・氾濫解析
- カ 調達・施工計画/積算
- キ 経済・財務分析/事業評価
- ク 運営維持管理計画

- ケ 環境社会配慮
- コ 業務調整/本邦招聘計画

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報はRIDなど関係機関から提供する。なお、プロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

4. 参考資料

(1) 閲覧資料

- 1) タイ王国 チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト 最終報告書要約
(2013年9月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/617/617/617_122_12127171.html

- 2) タイ王国 チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト 最終報告書
第2巻 主報告書(2013年9月)

http://open_jicareport.jica.go.jp/617/617/617_122_12127189.html

(2) 配布資料

- 1) DOHの第三次外郭環状道路(東側)計画 概要など関連資料 一式
- 2) 本業務に係る協議議事録(2016年10月)

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地語通訳の備上

必要に応じ現地での現地語通訳の備上は認める。

7. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を、契約期間中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、別途協議のうえ決定する。

8. 現地再委託

本業務においては、現地再委託は特に想定していない。但し、必要と判断する場合は、以下の点に留意の上、プロポーザルでその必要性および委託業務内容について説明すること。

- (1) 現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- (2) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

9. 安全配慮事項

現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員を外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA タイ事務所、在タイ日本国大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA タイ事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

10. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

